大館市政だより

第四十六号
【特集号】
大館市役所
発行所秋田県大館市
編集兼発行人
田村正六

●●● 政治常識の向上 ●●●

ほんとうの公明選挙は！

まずお互いの『話しあい』から

清く正しい投票を行うことは、正しく明るい政治が行われる前提であるから、これを目ざす公明選挙の任務は非常に重大です。

いざ選挙となると公明選挙が声をからし、足を棒にしてずいぶん活潑に啓蒙これつとめますが、ふだんはどこかへ置き忘れられているというのが、これまでのいつわらざる実情でした。

本当の公明選挙というのは、いわば夕立が急に降るような夕立式よりは、静かであるが、いつのまにか地面を潤すという春雨式――つまり、ふだんの勉強が非常に大切です。

物ごとは一人で考えるよりは、数人で考える方がよい智慧もでるし面白くもあり、能率的で効果的であるという人間の習性を組織的に活用したものが教育であり、研修会等です。

「話しあい」は、講演会とか研修会等のように、上から下へものを与えるという形式でなく、ごく当り前のことをごく自然に話しあい、しらずしらずのうちに選挙に対する自覚を新にし、政治常識を向上しようとすることがねらいで、次のような効果があります。

そこで当委員会ではの重大使命を果すべく別項、のように〃話しあい〃の催しを設けることにしましたが、その目的等について説明し皆さんの御協力をお願いする次第です。

○ 何人でも気軽に参加できる

○ ふだん家の中や街頭又は井戸端で「話す」ような気楽な雰囲気で進めることができる

○ 自分の経験や考えを自由に発表し、又は他人と比較することができる

○ 知識を加えることができるし、自分の考えが間違つていればこれを発見して自ら訂正ができる

○ 自分の考えを発表する経験をつみ、考えをまとめる力がつく

○ 少人数（五人～十人）でできる。

公職選挙法の大要

〃選挙〃は、何も国会議員や県、市町村の議員、長に限らず、労働組合、青年団、婦人会、ＲＴＡ、学校の自治会、生徒会の役員等およそ近代的組織をもつたものの殆どが、選挙によつてその代表者を決めています。

現在わが国では、公職選挙法という法律があつて、重要な選挙のくわしい規定がありますが、民主的で、かつ正しく明るい選挙が行われるためには、まず、この法律の概要を知ることが必要だと思うので、以下、有権者に直接関係ある事項を中心として大体のことを説明します。

選挙制度上の三原則とは

1 選挙平等の原則

すべて国民は法の下に平等でなければならないと憲法に示されていますが、選挙についても勿論この原則が生かされている選挙権のことです。

2 投票自由の原則

平等に与えられた選挙権は、選挙人が自分の判断で、自分のもつとも信頼する人に、しかも、自由に投票しなければならないのですから、選挙人が誰に投票したかを、いかなる場合でも、何人にも絶対に話す必要はないし、強要もされないという憲法に保障されている投票の自由です。

3 選挙公正の原則

平等な選挙権が与えられ、自由な投票が保障されたとしても、手続きの途中でいゝ加減なことが行われるとしたら何にもならないので、選挙の公正を確保するための制度として、くわしく定められたものが〃公職選挙法〃なのです。

投票ができる者、される者の資格は？

選挙は、国民の意志を広く政治に反映させることが目的ですから、なるべく多くの有権者が選挙に参加（選挙権）、また、選挙によつて[illegible]の公職につくことができる資格、つまり、被選挙権についても、同様の趣旨から次のように規定されています。

1 選挙権は日本国民で、次の要件があること

㋑ 国会議員……満二十才以上の者

㋺ 県議、知事、市議、市長……㋑の外に、引続いて三ヶ月以上その市町村に住所がある者

2 被選挙権は、日本国民で次の要件があること

○ 年令二十五才以上の者……衆議、県議、市長

○ 年令三十才以上の者……参議、知事

○ 年令二十五才以上の者……市議

○ 年令はすべて選挙の期日によつて算定します

選挙が行われる区域と定数は

広い地域で選挙が行われるときには、候補者がどんな人物であるかわからないだろうし、技術的にも困難であるから、その地域をいくつかに分けて行うのが通常です。この分けられた個々の区域が選挙区です。現行法令では次のように定められています。

1 衆議……全国が百十七区に分けられ、一区当りの定数は三～五人で、総定数は四百六十六人です（秋田県は二区に分けられ、定数は八人）

2 参議（地方）……各都道府県が選挙区で、一選挙区当り二～八人、定数は百二十五人です。（秋田県は二区で一人ずつ）

（註）参議（全国）選出は百二十五人で、参議の定数は二百五十人てす。

3 県議

○ 選挙区……原則として郡市の区域ですが、人口が著しく少ないときは条例で数区域を合せて設けることができ、秋田県は十一区、当市は、旧大館市及び合併した町村は北秋田郡に包含されるものと二つとなつています

○ 定数……秋田県は五十人、当市関係は旧大館市一人と北秋田郡分五人となつています。

4 市議

○ 選挙区……原則として合併区域を含めた一つですが、条例で七つ。

○ 定数……各選挙区の人口に比例して定められた三十六人です。

（註）旧大館二十一人、十二所地区四人、長木地区三人、その他各二人

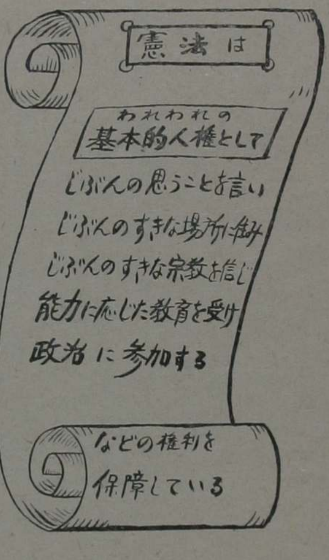
憲法は
われわれの
基本的人権として
じぶんの思うことを言い
じぶんのすきな場所に住み
じぶんのすきな宗教を信じ
能力に応じた教育を受け
政治に参加する
などの権利を
保障している

投票権を公証する簿册が

―選挙人名簿です―

選挙人名簿とは、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票の際これと照合することによつて選挙の公正を図るために作られる公簿ですから、たとえ選挙権があつても、名簿にのつていないと絶対に投票することができません。

選挙人名簿には、選挙管理委員会が職権で作る基本選挙人名簿と、選挙人の申告によつて作る補充選挙人名簿の二種類があります。

1 基本選挙人名簿

○ 調製……毎年一回作られるもので、九月十五日現在をもつて、次の要件ある者を調査して十月三十一日までに作る。

① 六月十六日以前に当市に住所がある者

② 十二月二十日までに満二十才となる者、つまり、十二月二十日から逆算して、二十年目の十二月二十一日以前に生れた者

③ 欠格事項に該当しない者。

○ 名簿に登録資格の有無は、選挙管理委員会が個々に調査します。しかし完全であるとはいえないから、[illegible]月五日から十九日まで[illegible]十五日間、本庁、支所で一般に縦覧させるのです。このことは、一般選挙人にも名簿を作る手続きに加わつてもらい、完全なものを作るために行われるものです。

○ 名簿に脱漏とか誤載があるときは、右の縦覧期間内に文書で申立てて修正してもらうのです。

○ 名簿は十二月二十日確定しますが、その後一年間効力があります。

2 補充選挙人名簿

○ この名簿は、選挙があるたびごとに

① 基本人名簿に登録洩れの者

② 新たに登録資格を得た者

を補充するために選挙人の申告によつて作られるものです。

○ 調製期日、期限、縦覧期間、場所等は、その選挙を管理する選挙管理委員会が定めることになつています。

基本選挙人名簿登録人員　（31，12，20現在）

区分	男（人）	女（人）	計（人）	増減（人）
大館市	14,498 （53,3％）	16,073 （56,2％）	30.571 （54,8％）	740
秋田県	352,846 （53.4％）	385.586 （56.0％）	738,432 （54,7％）	12,607
全国	23,994,138 （54,7％）	26.155.156 （57,8％）	51,054,599 （57,2％）	905,305

（註）（　）内は昭和30年10月1日国勢調査による人口に対する割合を示す。

投票日はどうしてきめられるか

1 公示、告示する日

具体的には選挙を行う日（投票日）のことですが、この期日は選挙運動と密接な関係があるので選管が勝手に決められないよう選挙期日前、次の期間内に公（告）示することになつています。

○ 衆議（総選挙）参議（通常選挙）知事（選挙）……少くも二十五日前

○ 県議（一般選挙）……少くも十五日前

○ 市長（選挙）市議（一般選挙）……少くも十日前

（註）立候補の届出してからでないと選挙運動ができません。

2 選挙を行わなければならない期間

○ 総選挙（衆議）

① 任期満了……任期が終る日前三十日以内

② 解散……解散の日から四十日以内。

○ 通常選挙（参議）

任期満了…衆議に同じ

（註）解散はない。

○ 議員及び長

① 任期満了……衆議に同じ（議員、長）

② 設置選挙……設置の日から五十日以内

③ 解散…衆議に同じ

責任ある一票の投票と

当選を決定する開票！

1 投票

投票は、一投票区一ヶ所に設けられた投票所ごとに、選挙人自ら投票するのですが、特種の方法として次のものがあります。

○ 不在者投票……選挙の当日、色々な理由のために、自ら投票所に行けない人のために、選挙日が公（告）示された日から投票日の前日までに、予め投票できる制度

○ 代理投票……眼又は利き腕の故障、文盲のため自分で書けないので人に代つて書いて貰う制度

○ 点字投票……盲人が点字によつてする投票

2 開票

○ 開票区……原則として市町村の区域によつて設けられますが、有権者数が著しく多いとか、町村合併による区域広大等特別の事情があると認めるときは、県の選管が数開票区を設けることができます。

○ 開票は開票区ごとに行われますが、当市の場合は、国会議員、県議、市議、市長の選挙を通じて選挙区と同数の七ヶ所です。

（註）投票区の多いことは、選挙人の便や棄権防止の上からよいとされていますが、開票区の多いことは秘密保持の見地から適当でないといわれています。

○ 投票の有効無効

開票でもつとも大きな問題は投票の効力の決定です。

投票は、無効投票の規定に反しない限り、選挙人の意思が明白であれば有効にするようにしなければならないからです。次の場合は無効投票となります。

イ 正式の投票用紙を用いないもの

ロ 候補者でない者の氏名を書いたもの

ハ 一枚の用紙に二人以上の氏名を書いたもの

ニ 候補者の氏名の外に他のことを書いたもの　但し、敬称、職業等はよいとされている

ホ 候補者の氏名を選挙人が自ら書かないもの

ヘ 誰を書いたかわからないもの

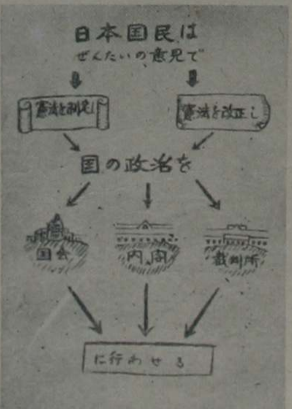

選挙の三つの立場とは

選挙には、それぞれ違つた三つの領域があります、即ち、選挙執行の立場にある選挙管理委員会、立候補者の立場及び投票する選挙人の立場とがそれです。

正しく明るい選挙というのは、これらの三つの領域が、それぞれ公正に行われることをいうのです。

立候補についてのあらまし

立候補しようとする者は、選挙長に立候補の届出をしなければ候補者となれない。届出は本人でもよいし本人でなくても本人の同意を得た推薦者でもよい。

立候補の届出は選挙の期日が公（告）示のあつた日から、次によつてしなければなりません。

1 立候補

○ 衆議、参議、知事は選挙期日前十五日まで

○ 県議は七日まで

○ 市議、市長は五日までに

2 立候補の制限

日本国民であれば誰でも立候補できますが、例外として次の場合は禁止（制限）されます。

○ 重複立候補の禁止

同一人が、同じ選挙について、同時に二つ以上の選挙区から立候補することを禁止するもの等。

○ 選挙事務関係者の制限

○ 公務員の制限

3 供託

立候補するには、次の金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。

○ 衆議、参議（地方）知事　十万円

○ 参議（全国）　二十万円

○ 県議　二万円

○ 市議　一万円

○ 市長　二万五千円

一定の得票数（法定得票数）がないと没収される

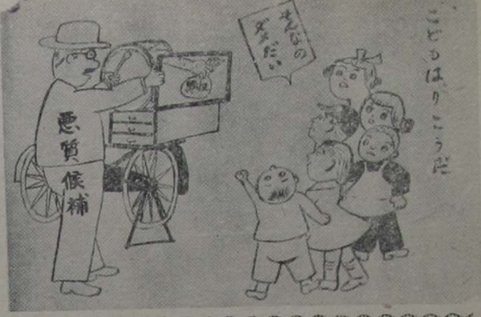
悪質候補
そんなのダメだい
こどもはりこうだ

当選人となるには 法定得票数が必要

有効投票を一番多く得た人が当選人となりますが、無条件にそうなるのでなくて、少くも次の法定得票数がなければなりません。

1 選挙区内の議員定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の

A 四分の一以上…衆議 県議、市議

B 八分の一以上…参議（全国選出）

C 六分の一以上…参議（地方選出）

2 有効投票総数の四分の一以上…知事、市長。

選挙運動と選擧公営は

どのようにきめられているか

県議、知事、市議、市長の選挙を中心として説明します。

1 **選挙運動の期間等**

◎立候補届出の日から投票日の前日まで

◎投票当日は、投票所の入口から三町以内に選挙事務所をつくること。

これを表示するためにそこで使用するポスター立札、ちようちん、看板等をたてること、適法に掲示したポスターをそのままにしておくこと

◎車上でする選挙運動は、原則としてできないが、停止した車上では街頭演説等が認められる。

◎街頭演説等の際は、選管が交付した腕章を着用しなければなりません（その他省略）

2 **選挙事務所**

◎選挙事務所を設置した者（候補者又は推薦届出者に限られる）は直ちに文書で届出る。

◎事務所は一ヶ所

◎事務所には一定の規格ある文書図画以外は掲示できない。

3 **運動用自動車、拡声機**

◎.自動車は、原則として宣伝用自動車、大型トラック以外の自動車を一台使用できる。

◎自動車には、選管が交付する表示板をつける

◎乗車人は、候補者、運転手（一人）を除いて四人まで

4 **選挙運動ができない者**

◎選挙事務関係者

選管の委員、職員

◎選挙長、投票管理者

開票管理者

◎特定公務員

イ、裁判官、検察官、警察官

ロ、徴税吏員

ハ、人事委員、公平委員

ニ 一般職の国家、地方公務員（地公員はその属する関係地域外はできる）

ホ、教育者は 教育上の地位を利用する運動はできない。

へ、未成年者、選挙欠格者

5 **郵便ハガキ**

◎選挙運動のために頒布できるのは郵便ハガキのみであり、ビラ、チラシ等の頒布はできない。文[illegible]次のようにきめられており、知事選挙以外は有料です。

◎知事 一萬枚

◎県議、市長 二千枚

◎市議 五百枚

◎ハガキの種類

官製又は私製ハガキで選挙用のスタンプを押したもの。

6 **運動用ポスター**

◎1は、選挙事務所の表示用と、個人演説会や街頭演説の場所掲示用及び運動用の三種類が認められていますが、そのうち運動用として掲示できる枚数は次のとおりです。

イ、知事 八千枚

ロ、県議、市議、市長、五百枚

◎規格は、タブロイド形（長さ四一cm、幅二八cm）で、予め選管の検印を受け、かつ、掲示責任者、印刷者の氏名住所を記載して掲示する。

◎橋梁、電柱、公営住宅等においては自由に掲示できますが、居住者、管理者の承諾を受ける。

7 **新聞広告**

◎何れかの新聞に一回のみ（知事選挙は無料）

◎広告の寸法は、横九・六cm、縦二段組以内

◎掲載は記事下

◎広告した新聞は、通常の方法で頒布しなければならないので、候補者や運動員が特に購入頒布が認められません。

8 **候補者の氏名掲示等**

◎選管が一投票区に次のとおり掲示します。

イ 知事選挙 三ヶ所

ロ、県議、市議、市長選挙 一ヶ所

◎掲載順序は、市選管が開票区ごとにくじで定めて掲示します。

◎投票区内の掲示時期は投票日まで

イ、知事選挙 八日間

ロ、県議、市議、市長選挙は四日間

9 **選挙公報**は知事選挙だけであり、県議 市議、市長選挙については、条例できめ任意に行うことができますが、県、市いずれも行われていません。

10 **個人演説会**

◎開催の場所及び回数

イ、次の場所以外は、特定の場合を除いて自由にできる。

Ⅰ 国、地方公共団体 国鉄、専売公社、電電公社の建物

Ⅱ 汽車、バス等の中 駅、鉄道地内

Ⅲ 病院、診療所の建物等

ロ、開催できる場所は、学校、公民館等で選管が指定した施設（当市は現在五十ヶ所）

ハ、回数

Ⅰ 知事選挙 六十四まで

Ⅱ 県、市議、市長選挙は制限がないが、選挙運動費用上の制限がある。

◎開催の手続

イ、所定の申込書を開催する二日前まで施設のある選管に提出

ロ 管理者（当市は教育委員会）から使用できる通知を受ける。同一施設を二回以上の使用は、初回は無料で二回目から有料です。

11 **立会演説会**

知事選挙のみが義務制ですが、市長選挙は条例によつて行います。

12 **街頭演説**

開催できない建物その他の施設の範囲は、個人演説会と同様ですが、選管の交付した標旗を立て、一定の場所に停止して行う。

演説に従事する運動員（応援弁士等）や労務者は、候補者を除いて十五人以内で一定の腕章をつけていなければなりません。

13 **その他の注意事項**

◎禁止事項

イ、戸別訪問 ロ、署名運動 ハ、気勢を張る行為 ニ、のぼり、吹流し等の掲揚 ホ、一定の要件を具備しない新聞や雑誌等が、選挙についての記事をのせること ヘ、運動期間中の挨拶等

◎禁止されない事項

イ、電話による運動

ロ、路上や車中、店舗等で偶々面接して行う依頼

紙はあてがつても、ツーンとやるのは自分で

どの位の費用が認められるか

1 **選挙運動費用の範囲**

選挙運動をきつかけとするすべての支出に要した費用のことですが、次の二つに分けます。

イ、立候補準備費用

届出等に要した費用で供託金、事務所借入、ポスター印刷依頼等

ロ、立候補後の費用

立候補届出後に支出された費用で、運動員の実費弁償、労務員の報酬、演説会場、自動車の借上料、燃料、弁当代等

2 **選挙運動費用の制限額の決定、告示**

費用は一定額に制限されていますが、これは選挙区内の選挙人名簿登録者数を基礎として算定し選挙期日の告示日とともに公表します。

現行法令によつて算出した法定費用は大体次のとおりです。

◎県議

イ、旧大館 三十一万四千四百円

ロ、北秋田郡 二十七万四千百円

◎知事 百四十万円

◎市議

イ、大館 四万四千九百円

ロ、十二所 六万一千百円

ハ、長木 三万九千七百円

ニ、上川沿 [illegible]二千二百円

ホ、下川沿 [illegible]九千四百円

ヘ、真中 三万七千六百円

ト、二井田 五萬七百円

十一 その他

選挙について事務の処理を合理化するために、届出、請求、申出等の時間は、休祭日と関係なく午前八時三十分から午後五時までと規定されています。

私達の日常生活は

選挙とどんな関係があるか

私生活や、社会の生活問題には誰でも深い関心をもつていますが、それと密接不可分の関係にある政治の問題については案外見落され勝ちな場合が多いでなかろうか。

政治は政治家のやることで、一般人とは縁遠いものがあると考える人がいるとしたら、これほどまちがつたことはありません。

私達の幸福に影響がある生命や身体の安全と財産の保護をはじめ、税金のこと、子供の教育のこと、道路や橋のこと、物価や交通、住宅、商売のこと等、実生活に数え切れないほど沢山のことが政治に関係しており、すなわち私達の生活は経済生活であるとともに政治生活であるからです。だから私達の生活がよくなることも悪くなることも、そのときの政治によつて動かされる場合が非常に多いのです。

この重要な政治に私達一人一人の考えを反映させるには、投票を通じてのみ公的に、かつ、効果的に表明し得る「選挙」がその基本です。

国民は政治の主体者であり、政治を左右し得る立場におかれているから、民主政治が進歩すればするほど政治をする政治生活の面をよく見、よくきくということによつて、はじめて民主政治の確立が期待されたわけであります。

きれいな選挙でよい政治

きつても切れないくらしと政治

れん座制強化で、正しく明るい選挙

いさぎよい一票投じた気持よさ

なにがさて、なくそう落書投票

選挙は、勝つた負けたのことでない。

挙げて投票、棄権なくそう。

てたい人より出したい人に。

よかつたと嘆かずくやまぬこの一票

いき方を、きめる政治に明るい選挙

政治に生きる正しい選挙

治めた政治は昔のことだ今はモ[illegible]オラにある

七月は農業委員会委員の一般選挙が行われます

本年七月は、現在の農業委員会の委員がすべて任期満了となるので一般選挙をやることになります。

選挙の期日はまだ確定されていませんが、七月十六日になるように報道されています。

農業委員会の委員の選挙は、農業協同組合や農業共済組合の役員選挙と違つて大部分が別項の「公職選挙法」の規定が適用されますので、おぼえていなければならない大体のことを説明します。

一、農業委員会の区域（選挙区）や定数は、今度改正された法律が基礎となりますので、もし現行の区域や定数に変更があるとその改正された条例によることになること。

二、投票は、本年三月五日確定した「農業委員会委員選挙人名簿」に登録されている方に限つてできること。

この名簿に登録されなかつた者及び新しく選挙権を得るに至る者を救済するための一般選挙に用いられる補充人名簿は作らないこと。

三、点字投票、代理投票、不在者投票ができること。

四、立候補制であること。

候補者又は推薦者は所定の手続きによつて届出でなければならないこと

五、選挙運動

1、選挙運動のできる期間は、立候補の届出した日から、投票日の前日までであること。但し、選挙当日の例外がある。

2、選挙事務所は、候補者又は推薦届出者の届出によつてのみできること。

3、戸別訪問、連呼行為、新聞、雑誌の不法利用等が禁止されること。

4、個人演説会は指定された施設でできること。

5、街頭演説は、午後九時から翌日午前六時までの間はできないこと。

6、演説は、特定の建物とか施設（別項「九」の「10」参照）ではできないこと。

六、その他、一般の選挙に用いられる罰則の規定も適用されるので、わからないことは「話しあい」の席上等できいて下さい

選挙に用いられる語釈について

選挙の用語

一、公明選挙運動とは、選挙の公明化の国民運動ということで、公明なる選挙運動ではない。

一、公明選挙となるには、本来ならば自分が国（議会）に出て政治をやるのだが、自分の代りに誰かに出てもらい、自分の意見を代弁してもらうという、一人一人にこの意志が徹底したときである。

一、選挙運動とは、一定の選挙について一定の候補者を当選せしむべく投票を得、若しくは直接又は間接に必要かつ有利なる周旋勧誘若しくは誘導その他諸般の行為をなすことをいうもので、直接に投票を得又得せしむる目的をもつて周旋勧誘等をなす行為ばかりに限られているものでないと

お知らせ

五月分の〝話しあい〟は午後七時から次により実施します。

十三日 通町（武田金吉宅）
十五日 長木支所
十七日 上川沿支所
廿四日 一心院保育園
廿七日 中央公民館